

1. 事業の必要性・概要

環境基本法（平成5年法律第91号）第13条の放射性物質の適用除外規定が削除されたことに伴い、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）においても、法第52条第1項の放射性物質による環境影響の適用除外規定を見直す必要があること、また、東日本大震災を契機として法の手続の迅速化が必要との議論が高まっていること等から、数年後の制度改革を視野に入れた環境影響評価制度全体の最適化のための検討を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）放射性物質汚染に対応した環境影響評価制度等検討調査費

放射性物質による環境影響についての調査・予測・評価手法や環境保全措置（回避・低減・代償措置）についての技術的な知見の収集を行うとともに、制度的な措置について検討を行う。

また、放射性物質を取り扱う施設のうち当該施設の設置又は供用に当たって環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある施設（高レベル放射性廃棄物処分場等）に関して、海外の事例も含めて知見を収集し、法対象事業化の必要性について検討を行う。

（2）環境影響評価制度合理化等調査検討費

火力発電所リプレース事業のように、既設設備を更新することによって更新前に比べ供用時の環境負荷が低減される事業など、一般的な法対象事業に比べて環境影響の程度が限定的と考えられる事業に関して、環境影響評価の適切な合理化の在り方について検討を行う。

また、燃料電池発電所、CCS事業及び撤去・廃棄単独事業等、現時点で法の対象となっていない事業で、環境影響の程度が著しいものとなり得るものについて知見を収集し、必要に応じて法対象事業への追加を検討する。

3. 施策の効果

法に基づく手続について、事業特性等を踏まえた合理化を図ることで、適切な環境配慮と手続の迅速化の両立を実現することができる。また、今後の環境法体系の見直しや環境技術の最新動向等を踏まえた法対象事業の要件の最適化を図ることで、より実状に即した環境配慮の実現に資する。

環境影響評価制度合理化・最適化経費

平成25年度予算(案)額 74百万円 (平成24年度予算額 34百万円)

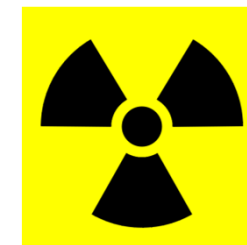
<背景>

- ・環境基本法において、放射性物質による汚染を適用除外とする規定が削除されたことを受け、環境影響評価法においても、放射性物質による汚染に対応した制度の早急な構築が必要。
- ・火力発電所リプレース時における手続迅速化や、CCS事業等についても、対応が必要。

○放射性物質汚染に対応した環境影響評価制度等検討調査費

36百万円 (0百万円)【新規】

- ・放射性物質による環境影響についての調査・予測・評価手法や環境保全措置についての技術的な知見の収集を行い、制度的な措置について検討を行う。
- ・放射性物質を取り扱う施設に関する知見の収集を行い、法対象事業化の必要性について検討を行う。



○環境影響評価制度合理化等検討調査費

38百万円 (34百万円)【拡充】

- ・火力発電所リプレース事業等、環境影響の程度が限定的と考えられる事業に関して、環境影響評価の適切な合理化の在り方について検討を行う。
- ・燃料電池発電所、CCS事業及び撤去・廃棄単独事業等、環境影響の程度が著しいものとなり得るものについて、法対象化を視野に入れた検討を行う。



CCSパイロットプラント